

一般廃棄物の収集運搬業
一般廃棄物処分業
浄化槽清掃業
許可に係る申請の手引き

令和 6 年 4 月

富 良 野 市

市民生活部環境課環境係

目 次

○ 一般廃棄物収集運搬業・処分業	
浄化槽清掃業許可申請書及び添付書類一覧表	・・・ 1
○ 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可申請について	・・・ 2
○ 一般廃棄物収集運搬業許可申請書の記載要領	・・・ 3
● 一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第1号様式）【記載例】	・・・ 5
● 一般廃棄物収集運搬業事業計画書【記載例】	・・・ 7
● 欠格事項に該当しないものである旨の申出書【記載例】	・・・ 8
○ 一般廃棄物処分業許可申請書の記載要領	・・・ 9
● 一般廃棄物処分業許可申請書（第2号様式）【記載例】	・・・ 11
● 一般廃棄物処分業事業計画書【記載例】	・・・ 13
● 欠格事項に該当しないものである旨の申出書【記載例】	・・・ 14
○ 浄化槽清掃業許可申請の記載要領	・・・ 15
● 浄化槽清掃業許可申請書（第3号様式）【記載例】	・・・ 16
● 浄化槽清掃業作業計画書【記載例】	・・・ 18
● 欠格事項に該当しないものである旨の申出書【記載例】	・・・ 1

9

現在は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な体制が確保されているため、廃棄物の分別区分や量が大幅に増加するなど、新たに体制確保が必要な場合を除き、新規許可は原則行っていません。ただし、事業系一般廃棄物のうち、すきとり物等に係る新規許可の場合は、必要に応じて行います。

一般廃棄物収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業許可申請書及び添付書類一覧表

	書類名	添付書類の有無			備考
		収集運搬	処分	浄化槽	
1	許可申請書	○	○	○	
2	作業計画書	○	○	○	
3	施設の図面及び付近見取図	○	○	/	積替又は保管を行う場合
4	【法人の場合】 定款（原本謄写）、 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（原本）	○	○	○	同時に複数申請する場合は どちらか一方は写しでも可
	【個人の場合】 住民票（写し）	○	○	○	
5	欠格事項に該当しない旨の記載した書類	○	○	○	
6	【法人の場合】 直前3年間の法人税の納税証明書（原本）	○	○	○	同時に複数申請する場合は どちらか一方は写しでも可 ※税務調査において、誤りがあった場 合、3年間遡り修正申告もしくは更生と なるため納付すべき税額が納められて いるか確認するため3年とします
	【個人の場合】 直前3年間の所得税の納税証明書（原本）	○	○	○	
7	車両の写真（正面、側面カラー）	○	/	○	
8	自動車車検証又は自動車検査証記録事項（写し）	○	/	○	
9	一般廃棄物の積替えのための保管の場所に係 る掲示板の掲示内容及び写真	○	○	/	
10	処理工程表	/	○	/	
11	環境大臣が認めた浄化槽の清掃に必要な知識 を習得するための講習会修了証の写し	/	/	○	
12	一般廃棄物収集運搬業許可を得ていない場合、 運搬業者との契約書の写し	/	/	○	

【一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可申請について】

一般廃棄物処理業等許可申請の申請について、「富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」に以下のとおり記載されています。

○富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(一般廃棄物処理業等許可申請及び手数料)

第15条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、又は浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けた者は、法第7条の2第1項に定める事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 3 第1項の許可の期限は、2年とする。
- 4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。
 - (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
 - (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
 - (3) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
 - (4) 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
 - (5) 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
 - (6) 許可証の再交付を受けようとする者
1件につき 1,000円
- 5 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、第12条に定める手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

○富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(廃棄物処理業等の許可申請)

第5条 条例第15条第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(別記第1号様式)又は一般廃棄物処分業許可申請書(別記第2号様式)若しくは浄化槽清掃業許可申請書(別記第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

《参 考》

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物みの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第七条の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

○浄化槽法

(許可)

第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

一般廃棄物収集運搬業許可申請書の記載要領

1. 住所、氏名欄

- (1) 申請者が法人等の場合
「申請者」欄に住所、会社名、代表者の氏名の記載し、押印してください。
- (2) 申請者が個人の場合
「申請者」欄に住所、氏名を記載し、押印してください。

2. 事業の範囲

「事業の範囲」欄には、収集する一般廃棄物の種類を記載してください。
一般廃棄物の種類については、以下の記載例を参考に記載してください。欄に収まらない場合は、「別紙のとおり」とし、詳細を記載したものを添付してください。

＜記載例＞

- 家庭系一般廃棄物のうち、(以下、下記から該当するものを記載)
市が収集しないごみ(特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器、引越しなど一時的にでる多量のごみ等、処理困難物)、使用済み食用油、硬質複合材等市施設での中間処理困難物など
- 事業系一般廃棄物のうち、(以下、下記から該当するものを記載)
容器包装プラスチック類、固形燃料ごみ(※多量の木くず、紙くず含む)、ペットボトル、生ごみ、空き缶、金属類、空きびん、陶磁器・ガラス、新聞雑誌・ダンボール・紙パック、枝草類(※伐採枝、抜根、刈草、草根含む)、乾電池、蛍光管、衛生用品、灰、動物死体、粗大ごみ(大型ごみ・電気製品)、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器、引越しなど一時的にでる多量のごみ等、処理困難物、すきとり物、農業残渣 など
- 浄化槽汚泥
- し尿

3. 事業所の場所及び事業場の所在地

事業所の所在地及び電話番号を記載してください。事業所が複数ある場合は、それぞれ記載してください。

4. 事業の用に供する車両の種類及び数量

収集運搬に使用する車両の種類及び台数を記載してください。

例) ダンプトラック ○台、塵芥車 △台、クレーン付き車両 □台 など

5. 積替又は保管を行う場合には、その場所の面積及び保管できる量

積替又は保管を行う施設の住所及び面積、保管できる量を記載してください。積替等を行わない場合は、「該当なし」と記載してください。

6. 収集又は運搬の器材及び能力

(1) 車 両 自動車車検証又は自動車検査証記録事項に記載されている内容を記載してください。

- ・登録番号 「自動車登録番号」を記載してください。
- ・型式 「車名」「型式」「車体の形状」を記載してください。
- ・積 載 量 「最大積載量」を記載してください。
- ・車検の期限 「有効期間を満了する日」を記載してください。

(2) 取扱う一般廃棄物

- ・種 類 「事業の範囲」に記載する内容を参照してください。
- ・性 状 一般廃棄物の性状を記載してください。例) 固形状、液体状 など
- ・取扱量 一ヵ月当りの取り扱い量を記載してください。

(3) 保管施設又は保管容器

収集した廃棄物を一時的に保管しておく場合に「積替又は保管を行う場合には、その場所の面積及び保管できる量」と同じ内容を記載してください。

(4) 従業員数

事業所の従業員数を記載してください。

(5) 収集運搬業務従事者員数

収集運搬業に携わる運転手、作業員数を記載してください。

7. 添付資料

- (1) 事業計画の概要を記載した書類について、「一般廃棄物収集運搬業事業計画書」を提出してください。計画期間は1年間とします。事業量については、年間分の数値を記載してください。
- (2) 事業の用に供する車両の正面及び側面の写真と自動車車検証又は自動車検査証記録事項の写しについて、写真はカラーをお願いします。車両写真は、自動車登録番号と車体の形状がわかるようにしてください。
※自動車車検証が電子化されているものに関しては、自動車検査証記録事項のみでも可能です。
- (3) 申請者が法人である場合の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本又は、申請者が個人である場合の住民票は、原本を添付してください。ただし、同時にその他の許可申請書を提出する場合であって、その他の許可申請書に原本を添付する場合は写しでも可能です。その際は、当該書類に「原本は〇〇申請書に添付」と記載してください。
- (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類に、申請者の住所・氏名を記載し押印してください。
- (5) 納付済額を証する書類は、直近3年間分の原本を添付してください。ただし、同時にその他の許可申請を提出する場合であって、その他の許可申請書に原本を添付する場合は写しでも可能です。その際は、当該書類に「原本は〇〇申請書に添付」と記載してください。
- (6) 積替又は保管を行う場合には、一般廃棄物の積替えのための場所に係る掲示板の内容及び写真を添付してください。また、保管する施設の配置図及び施設の写真を添付してください。

8. 許可申請手数料

- 3, 000円（許可申請書を提出時に納付してください。）

【記載例】

第1号様式（第5条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 **富良野市弥生町1番1号**
氏名 **株式会社 富良野環境清掃**
代表取締役 **富良野 太郎**



（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	家庭系一般廃棄物 市が収集しないごみ（引越しなど一時的にできる多量のごみ） 事業系一般廃棄物 すきとり物・枝草類
事業所及び事業場の所在地	富良野市弥生町1番1号 電話（0167）39-2308
事業の用に供する車輛の種類及び数量	塵芥車 1台、クレーン付き車両 1台
積替又は保管を行う場合には、その場所の面積及び保管できる量	該当なし

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- 4 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
- 6 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 7 申請者が個人である場合には、直前3年の所得税額の納付すべき額及び納付済を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類及び図面

【記載例】

(裏面)

収集又は運搬の器材及び能力						
車 両	登 録 番 号	自動車登録番号				
	型 式	型式 車体の形状				
	積 載 量 (容量及び重量)	最大積載量 m ³ (kℓ) kg	m ³ (kℓ) kg	m ³ (kℓ) kg	m ³ (kℓ) kg	m ³ (kℓ) kg
	車検等の期限	平成○年 ○月○日				
取 扱 う 一 般 廃 棄 物	種 類	収集運搬する 廃棄物の種類				
	性 状	固形状・液体状				
	取 扱 量 (1ヵ月当り)	○○t				
保 管 施 設 又 は 保 管 容 器	設 置 場 所	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> 一時保管する場合は記入してください。 </div>				
	施設容器の構造					
	保 管 容 器					
従 業 員 数	20名					
収 集 ・ 運 搬 業 務 従 事 員 数	運転手 2名		作業員 18名			

【記載例】

一般廃棄物収集運搬業事業計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 富良野市弥生町1番1号

氏名 株式会社 富良野環境清掃
代表取締役 富良野 太郎



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話 (0167) 39-2308

廃棄物の区分	契約(予定) 件数	事業量 (t・kL)	収集車輛 台数	備考(搬入先)
家庭系一般廃棄物	10件	100t	10台	市指定施設
事業系一般廃棄物 (すきとり物)	10件	300t	10台	市指定施設及び 一般廃棄物処分業者
事業系一般廃棄物 (枝草類)	10件	50t	5台	●●商会(有)

【記載例】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号で定める事項に
該当しないものである旨の申出書

申請者、申請者の役員、政令に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号で定める事項のいずれにも該当しないものであることを申し出ます。

なお、この申し出が事実とことなっていることが判明した場合には、許可を取り消されても依存ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 **富良野市弥生町1番1号**
氏名 **株式会社 富良野環境清掃**
代表取締役 富良野 太郎



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号2において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

一般廃棄物処分業許可申請書の記載要領

1. 住所、氏名欄

- (1) 申請者が法人等の場合
「申請者」欄に住所、会社名、代表者の氏名の記載し、押印してください。
- (2) 申請者が個人の場合
「申請者」欄に住所、氏名を記載し、押印してください。

2. 事業の範囲

- (1) 事業の内容
事業の内容については、該当するものにチェックを入れてください。
その他を選ぶ場合は詳細を記入してください。
- (2) 一般廃棄物の種類
一般廃棄物の種類については、以下の記載例を参考に記載してください。欄に収まらない場合は、「別紙のとおり」とし、詳細を記載したものを添付してください。

<記載例>

- ・家庭系一般廃棄物のうち、(以下、下記から該当するものを記載)
粗大ごみ(大型ごみ・電気製品)、市が収集しないごみ(特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器、引越など一時的にできる多量のごみ等、スプリングマットレス)、使用済み食用油、硬質複合材等市施設での中間処理困難物 など
- ・事業系一般廃棄物のうち、(以下、下記から該当するものを記載)
容器包装プラスチック類、固形燃料ごみ(※紙くず、繊維くず、木くず含む)、ペットボトル、生ごみ、空き缶、金属類(※金属くず含む)、空きびん・陶磁器・ガラス(※くず含む)、新聞雑誌・ダンボール・紙パック、枝草類(※伐採枝、抜根、刈草、草根含む)、乾電池、蛍光管、衛生用品、灰(※コンクリートくず含む)、動物死体、粗大ごみ(大型ごみ・電気製品)、市が収集しないごみ(特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器、引越など一時的にできる多量のごみ等、スプリングマットレス)、すきとり物、農業残渣 など

3. 事業所及び事業場の所在地並びに電話番号

事業所と事業場の所在地及び電話番号を記載してください。複数ある場合は、それぞれ記載してください。

4. 事業の用に供する施設の種類・数量・設置場所及び処理能力

処理に使用する施設の種類・数量・設置場所及び処理能力を記載してください。欄に収まらない場合は、「別紙のとおり」とし、参考様式を参考に詳細を記載したものを添付してください。

5. 設置の処理方式、構造及び施設の概要

処理施設の処理方式、構造及び施設の概要を記載してください。欄に収まらない場合は、「別紙のとおり」とし、参考様式を参考に詳細を記載したものを添付してください。また、保管施設がある場合は、保管施設の概要及び図面等も添付してください。

6. 添付資料（様式は任意）

- (1) 事業計画の概要を記載した書類について計画期間は1年間とします。事業量については、年間の数値を記載してください。
- (2) 事業の用に供する施設の写真、構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図を添付してください。
- (3) 申請者が法人である場合の定款又は寄付行為及び登記簿の謄本は、原本を添付してください。ただし、同時にその他の許可申請書を提出する場合であって、その他の許可申請書に原本を添付する場合は写しでも可能です。その際は、当該書類に「原本は〇〇申請書に添付」と記載してください。
- (4) 納付済額を証する書類は原本を添付してください。ただし、その他の許可申請を同時に提出する場合であって、その他の許可申請書に原本を添付する場合は、写しでも可能です。その際は、当該書類に「原本は〇〇申請書に添付」と記載してください。
- (5) 廃棄物ごとに処理工程図を添付してください。

8. 許可申請手数料

3,000円

許可申請書を提出時に納付してください。

【記載例】

第2号様式（第5条関係）

一般廃棄物処分業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 **富良野市弥生町1番1号**
氏名 **株式会社 富良野環境清掃**
代表取締役 富良野 太郎



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の 範囲	事業の内容	再生及び資源回収並びに減量化のための中間処理	
	一般廃棄物の 種類	事業系一般廃棄物のうちプラスチック類・固形燃料ごみ、 すきとり物・木くずに限る。	
事業所及び事業場の所 在地並びに電話番号	事業所	富良野市弥生町1-1	電話番号 0167-39-2308
	事業場	富良野市弥生町1-1	電話番号 0167-39-2308
事業の用に供する施設の 種類・数量・設置場所及 び処理能力（最終処分場 の場合は、埋立地の面積 及び埋立容量）	別紙のとおり		
施設の処理方式、構造及 び施設の概要	別紙のとおり		

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- 4 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
- 6 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 7 申請者が個人である場合には、直前3年の所得税額の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類及び図面

事業の用に供する施設の種類・数量・設置場所及び処理能力

処 理 施 設	名称・形式	機械の名称 形式	破砕機 FRN-123456	選別機 KNK-98765		
	数量	上記機械の設置数	1基	1基		
	設置場所		富良野市弥生町 1-1	富良野市弥生町 1-1		
	取扱う廃棄物 及び処理能力 (t/h)	廃棄物の種類 数量	プラスチック類 10 固形燃料ごみ 10 木くず 5	すきとり物 3		
	処理方式		破砕処理	選別処理		
	保管施設	一時的に保管する 場合も記載し てください				
	最終処分	埋立地の 面積	最終処分する 場合は記載し てください			
		埋立容量				
備考						

【記載例】

一般廃棄物処分業事業計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 **富良野市弥生町1番1号**
氏名 **株式会社 富良野環境清掃**
代表取締役 富良野 太郎



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話 (0167) 39-2308

廃棄物の区分	契約(予定) 件数	事業量 (t・kl)	収集車輛 台数	備考(搬入先)
家庭系一般廃棄物	10件	100t	10台	市指定施設
事業系一般廃棄物	10件	300t	10台	市指定施設
事業系一般廃棄物	10件	50t	5台	●●商会(有)

【記載例】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号で定める事項に
該当しないものである旨の申出書

申請者、申請者の役員、政令に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号で定める事項のいずれにも該当しないものであることを申し出ます。

なお、この申し出が事実とことなっていることが判明した場合には、許可を取り消されても依存ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 **富良野市弥生町1番1号**
氏名 **株式会社 富良野環境清掃**
代表取締役 富良野 太郎



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号2において同じ。）であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

浄化槽清掃業許可申請書の記載要領

1. 住所、氏名欄

- (1) 申請者が法人等の場合
「申請者」欄に住所、会社名、代表者の氏名の記載し、押印してください。
- (2) 申請者が個人の場合
「申請者」欄に住所、氏名を記載し、押印してください。

2. 営業所の所在地

営業所の所在地を記入してください。

3. 事業の用に供する施設の概要

浄化槽清掃に使用する車両等の種類及び台数を記載してください。

例) バキューム車 ○台、汚泥吸引車 □台 など

4. 清掃の施設及び能力

(1) 各種測定器具及び清掃器具等

それぞれの器具の所有数について記載例を参考に記載してください。

(2) 専門的知識、技能及び相当の経験

厚生大臣が認定する講習会を修了している方の「氏名」「修了年月日」「認定番号」「経験年数」を記載してください。また、修了証などの写しを添付してください。

(3) 従業員数

事業所の従業員数を記載してください。

(4) 清掃業従事者数

清掃業に携わる作業員数を記載してください。

5. 添付資料

- (1) 事業計画の概要を記載した書類について、「浄化槽清掃業作業計画書」を提出してください。計画期間は1年間とします。
- (2) 事業の用に供する車両の正面及び側面の写真と自動車車検証又は自動車検査証記録事項の写しについて、写真はカラーでお願いします。車両写真には、自動車登録番号と車体の形状がわかるようにしてください。
※自動車車検証が電子化されているものに関しては、自動車検査証記録事項のみでも可能です。
- (3) 申請者が法人である場合の「定款又は寄付行為及び登記簿の謄本」、申請者が個人である場合の「住民票」は、原本を添付してください。ただし、同時にその他の許可申請書を提出する場合であって、その他の許可申請書に原本を添付する場合は写しでも可能です。その際は、当該書類に「原本は〇〇申請書に添付」と記載してください。
- (4) 申請者が浄化槽法第36条第2号に該当しない旨を記載した書類に、申請者の住所・氏名を記載し押印してください。
- (5) 納付済額を証する書類は、直近3年間分の原本を添付してください。ただし、同時にその他の許可申請を提出する場合であって、その他の許可申請書に原本を添付する場合は写しでも可能です。その際は、当該書類に「原本は〇〇申請書に添付」と記載してください。

【記載例】

第3号様式（第5条関係）

浄化槽清掃業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 **富良野市弥生町1番1号**

氏名 **株式会社 富良野環境清掃**
代表取締役 富良野 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

営業所の所在地	富良野市弥生町1番1号
事業の用に供する施設の概要	別紙のとおり

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する車両の正面及び側面の写真（カラー）と自動車車検証の写し
- 3 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- 4 申請者が個人である場合には、その住民票
- 5 申請者が浄化槽法第36条第2号に該当しない旨を記載した書類
- 6 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 7 申請者が個人である場合には、直前3年の所得税額の納付すべき額及び納付済みを証明する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類及び図面

(裏面)

清掃の施設及び能力（環境省関係浄化槽法施行規則第 11 条関係）			
温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具、スカム及び汚泥厚測定器具	温度計 1台 透視度計 1台 水素イオン濃度指数測定器具 1台 汚泥沈殿試験器具 1台 スカム及び汚泥厚測定器具 1台		
パイプ及びスロット掃除器具、ろ床洗浄器具	パイプ及びスロット掃除器具 1台 ろ床洗浄器具 1台		
自吸式ポンプその他の汚泥の引出しに適する器具	汚泥吸引車 1台		
専門的知識、技能及び相当の経験	厚生大臣等の認定する講習会修了者	氏 名	富良野 太郎
		修了年月日	平成〇年〇月〇日
		認定番号	第〇〇〇〇〇号
		経験年数	〇〇年
従業員数	10人		
清掃業従事者数	5人		

【記載例】

浄化槽清掃業作業計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 **富良野市弥生町1番1号**

氏名 **株式会社 富良野環境清掃**
代表取締役 富良野 太郎



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話 **(0167) 39-2308**

月	清掃実施 予定数 (か所)	浄化槽の 規模 (人槽)	除去する 汚泥等の量 (kL)	汚泥等の 収集運搬者	汚泥等の 処分先	備考
4	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
5	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
6	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
7	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
8	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
9	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
10	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
11	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
1	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
2	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
3	3	5	100	自社運搬	富良野衛生センター	
計	36		1,200			

【記載例】

浄化槽法第36条第2号で定める事項に該当しないものである旨の申出書

申請者、申請者の役員、政令に定める使用人及び法定代理人は、浄化槽法第36条第2号で定める事項のいずれにも該当しないものであることを申し出ます。

なお、この申し出が事実とことなっていることが判明した場合には、許可を取り消されても依存ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富良野市長 様

申請者 住所 **富良野市弥生町1番1号**

氏名 **株式会社 富良野環境清掃
代表取締役 富良野 太郎**



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽法第36条第2号

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの